

令和 8 年度札幌市総合防災訓練防災イベント企画運営業務
公募型企画競争提案説明書

本説明書は、札幌市が実施する「令和 8 年度札幌市総合防災訓練防災イベント企画運営業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。当該企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和 8 年 7 月 27 日(月)

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 7 階北側
札幌市危機管理局危機管理部危機管理課地域防災担当係（担当：渡部、神山）
電話：011-211-3062
電子メールアドレス：kiki_c_bosai@city.sapporo.jp
ホームページ：
https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/keiyakujoho/r8keiyaku/bousai_event2027.html

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

令和 8 年度札幌市総合防災訓練防災イベント企画運営業務

(2) 札幌市総合防災訓練及び業務の目的について

本市では、防災関係機関の平時からの連携強化と市民の防災意識の向上を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、「札幌市総合防災訓練（以下「総合防災訓練」という。）を継続的に実施している。

昨年度からは、特に若年層をはじめとする幅広い世代へ「冬の災害への備え」を啓発するため、初の試みとして冬期に総合防災訓練を実施した。

今年度においても、引き続き若年層の参加を促進するため、子育て世代を主な対象とした「楽しみながら学び、体験できる防災イベント」を企画し、総合防災訓練内で実施することを目的とする。

(3) 業務内容等

別紙「委託業務仕様書（案）」のとおり

なお、仕様書の内容は企画提案の参考になるよう暫定的に作成したものであり、正式な仕様書は、本市と契約候補者との協議により作成する。

(4) 契約方法

公募型企画競争（プロポーザル）により選定された契約候補者との随意契約

(5) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

(6) 履行場所

大和ハウスプレミストドーム（札幌市豊平区羊ヶ丘 1 番地）
うち、防災イベントの使用可能面積は、アリーナ内 1,800㎡（40m×45m）

(7) 予算額（事業規模）

4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予

定価格ではないことに留意すること。

4 企画競争参加資格

提案者は、令和5～8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「広告業」に登録されている者のうち、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年9月18日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

5 企画提案を求める項目

別紙「委託業務仕様書（案）」を参照のうえ、下記項目について企画提案書を作成すること。

- (1) 過去の類似業務実績について
本業務に類似・関係等がある過去の実績があれば示すこと。
- (2) 業務体制及び業務スケジュールについて
本業務を執行するにあたり、着実に実施できる業務体制、スケジュールを示すこと。特に、各ブースや防災イベントスペース内の混雑への対策について示すこと。
- (3) 費用内訳について
本業務を実施するにあたり、費用を積算し、根拠が分かるように提案すること。
なお、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。
- (4) 企画内容について
 - ・乳幼児のいる家族及び小学生とその家族を主な対象とし、参加・体験型の企画を通じて、防災について学び、「自助」につながるような企画を提案すること。
 - ・企画にあたっては、「委託業務仕様書（案）」の「6 業務内容（4）実施内容における必須項目」を満たすこと。
 - ・参加する子どもの年齢層に偏りなく、難易度を調整し、乳幼児（主に4～6才児程度）から小学生まで楽しめる内容の構成にすること。
 - ・会場設営については、防災イベントの使用可能範囲におけるレイアウトを平面図で提示すること。
 - ・チラシについては、上記3（2）を踏まえ、「冬の災害への備え」が伝わるコンセプトで、主な配布対象となる小学生とその家族の参加意欲を促すデザイン案（裏表両面）を示すこと。
- (5) 上記の他、集客及び参加者の満足度を高める等、独自の提案がある場合は「独自

提案」と明記し、記載すること。

6 提案説明書等に関する質問

本業務の仕様及び企画競争に係る質疑等は、次のとおりとする。

(1) 提案説明書等に関する質問書の受付

提案説明書、委託業務仕様書（案）、その他本企画競争に関する手続きに関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにて質問書（様式2）を提出すること。

ア 提出期限 令和8年8月3日（月）12時まで

イ 提出先

質問事項を簡潔にまとめた質問書（様式2）を電子メールにより、上記2に掲げるメールアドレスあてに送信すること。

なお、メールの件名を「令和8年度札幌市総合防災訓練防災イベント企画運営業務の質問について」とすること。

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年8月10日（月）17時までに、上記2のホームページにて随時公開する。なお、意見の表明と解されるもの等については回答しないことがあるほか、提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。

7 参加手続きに関する事項

(1) 日程

企画提案の公募開始	令和8年7月27日（月）
質問書提出期限	令和8年8月3日（月）12時必着
参加意向申出書提出期限	令和8年8月17日（月）12時必着
企画提案書等提出期限	令和8年8月25日（火）12時必着
一次審査（書類審査）	令和8年8月26日（水）～28日（金）【予定】
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年9月初旬【予定】
提案者への選定結果の通知	令和8年9月中旬【予定】

(2) 参加意向申出書の提出等

ア 提出書類

参加意向申出書（様式1）1部

イ 提出期限

令和8年8月17日（月）12時必着

ウ 提出場所

持参又は郵送により、上記2の契約担当に提出すること。

エ 参加資格結果通知

上記アの提出書類の内容を精査し、上記アの提出期限から5日以内を目途に参加資格結果を通知する。

参加資格を満たさなかった者に対する通知は、参加資格を満たさなかった旨及びその理由を記載した書面により行う。

オ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内（休日祝日を除く。）に、その理由の説明を書面（様式自由）により求めることができる。なお、当該書面の提出は持参又は郵送により、上記2の契約担当に提出すること。

(3) 提案書類の提出等

ア 提出書類

(ア) 企画提案書(様式自由):紙面11部(正本1部・副本10部)、PDFファイル形式の電子媒体(CD又はDVD形式)1枚

(イ) 参考見積書(様式自由):紙面1部

イ 提出期限

令和8年8月25日(火)12時必着

ウ 提出方法

持参又は郵送により、上記2の契約担当に提出することとし、紙面のほか電子記録媒体を添えて提出すること。なお、送付の場合は、簡易書留や配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するよう送付すること。

エ 提案書類の作成にあたっての留意事項

(ア) 提案書の紙面は11部提出すること。

内訳として、表紙に提案者の社名を記載したもの(正本)を1部、社名が記載されていないもの(副本)を10部用意すること。

副本については、審査の公平公正を期するため、企画提案書内に、社名のほか、ロゴマークなどの社名を特定、類推できる表現や氏名を一切入れず、別の表現や伏字等で記載すること。

(イ) 提案書はA4判、両面印刷とし、表紙・目次を除いて10枚(20ページ)以内とする。

(ウ) 体裁は以下のとおりとすること。

- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・フォントサイズ12以上とすること。
- ・表紙、目次、添付書類一覧表をつけること。
- ・表紙及び目次を除き、企画提案書下部にページ数を入れること。

(エ) 正本については、PDFファイル形式の電子媒体(CD又はDVD)を1部提出すること。

(オ) 提出後の差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。

(カ) 提案書と別に資料を提出することは認めない。

(キ) 参考見積書の積算の詳細が分かるように費用内訳を記載すること。なお、本参考見積書は積算額が上記3(7)予算額(事業規模)の範囲内であるかの確認に使用し、積算額自体は評価対象とはしないが、費用内訳(積算の根拠や妥当性)については、別表の評価基準表に基づき審査する。また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

オ 提出にあたっての留意事項

(ア) 企画提案は、提案者の資格要件を満たす1事業者あたり1案とする。

(イ) 企画提案書等は提出後の差し替え、変更、再提出及び追記(下記(エ)の場合を除く。)は認めない。

(ウ) 提案書類の作成及び提出等に係る一切の費用は提案者の負担とする。

(エ) 提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

8 契約候補者の選定方法

(1) 契約候補者の選定方法

提案書類は、札幌市の関係部局の職員等からなる「令和8年度札幌市総合防災訓

練防災イベント企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において、次号に基づき委員個々に評価項目毎に評価点を採点し、その合計値が最低評価基準以上を満たすもののうち最も高い合計値の者を契約候補者とする。

(2) 審査方法（評価基準）

ア 審査は、有効な提案書類（下記 9「提案の無効」に該当しないもの。）に基づき行う。

イ 審査は、評価基準表（別表）に基づき行う。なお、最低評価基準点（評価全体の合計点数が満点の 6 割、かつ、1～3 の各審査項目における点数が満点の 3 割）以上を満たす提案者を対象として、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者として選定する。

ウ 提案者が 1 者の場合、審査において実施委員会委員の評価の合計点数が最低評価基準点（評価全体の合計点数が満点の 6 割、かつ、1～3 の各審査項目における点数が満点の 3 割）以上を満たしていれば契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合は、実施委員会の協議により選定する。

(3) 一次審査（書類審査）

提案書類の審査事務を円滑に進める目的から、二次審査（プレゼンテーション）の前段において、有効な提案書類をもとに審査し、上位と評価された 5 者を、二次審査（プレゼンテーション）対象者として選定する。ただし、審査対象者が 5 者以下にあっては、一次審査を省略し、二次審査に移行する。

一次審査の結果、二次審査に移行した者に対しては、二次審査の日時場所等について通知する。二次審査に移行できなかった者に対しては、その旨を別途書面にて通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して 3 日以内（休日を除く。）に、疑義の申立てを書面（様式自由）により求めること（提出方法は上記 7（2）オと同じ。）ができる。

(4) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 一次審査を通過した企画提案について、提案者による非公開のプレゼンテーションに基づき審査を行う。

イ 提案説明の際、提案者がパソコン等の電子機器を持ち込み、モニター等へ画像を表示することは可とする。ただし、説明は、提出済みの提案書に基づいて行うこととし、新たな資料や動画等、提案書に記載のない内容の提案及び使用を認めない。

ウ 提案者は、参加意向申出書（様式 1）に記載された担当者を含む最大 3 名までとする。

エ プレゼンテーションは、1 企画提案者当たり 30 分以内（提案説明 15 分、質疑応答 15 分を想定）とし、順次個別に行う。

オ プレゼンテーションの実施順については、企画提案書の受付順とする。

(5) 選定結果の通知

契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して 3 日以内（休日を除く。）に、疑義の申立てを書面（様式自由）により求めること（提出方法は上記 7（2）オと同じ。）ができる。ただし、審査の過程は公表しない。

9 提案の無効

次のいずれかに該当した場合は無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号（押印部分を除く。）及び第4号から第7号までの規定（この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。）のいずれかに該当する提案
- (2) 積算額（参考見積額）が上記3（7）の予算額（事業規模）を超える提案
- (3) 二次審査（プレゼンテーション）に出席しなかった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記4の参加資格を満たさなくなった者がした提案
- (6) 提出書類の提出期限、提出場所、提出方法及び記載方法等が、本提案説明書及び各様式で定めた内容に適合しない提案

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合

11 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類等は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業（随意契約の相手方のものに限る。）以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類等については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供等の依頼があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項
 - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変、書類の複製を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。なお、使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

12 契約について

契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

(1) 契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細（仕様書の策定等）について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

(2) 見積書の提出

上記（1）の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3) 契約の締結

上記（2）に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格（契約金額の上限額）の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（免除規定を適用する場合あり。）

(5) 留意事項

ア 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

イ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次順位者と交渉を行う。

13 その他

提案者は、提案後、委託業務仕様等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。